

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和元年6月7日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成31年3月3日（日）午後5時頃、市道折羽・中開作線を走行中の車両が、破損していた舗装に乗り上げ、跳ね上がった舗装により車体を損傷した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥26,649-

2 専決処分の年月日

平成31年4月12日